

仕 様 書

本件に関する業務内容、その他必要事項については、本仕様書（以下「仕様書」という。）によることとし、仕様書に記載されていない事項は「建築保全業務共通仕様書（令和5年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）」（以下「共通仕様書」という。）を準用する。

また、受注者は、「警備業法（昭和47年法律第117号）」及び関係法令（以下「法令等」という。）を遵守し、仕様書及び共通仕様書（以下「仕様書等」という。）に定めのない事項は、当所と協議の上、当該業務を完遂しなければならない。

1. 件 名 火災警報警備委託業務
2. 契約期間 自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日
3. 契約場所 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所四国支所
4. 契約の目的 警備対象施設において起こりうる火災の発生を警戒・予防するための適正な警備計画の立案・実施により、職員の安全確保及び建物・設備品等を保全及び施設業務の円滑な運営に資することを目的として実施する。

5. 警備対象施設

施設名	構造	建築面積	延床面積
研究本館	RC-2	698.46 m ²	1,522.76 m ²
造林研究棟	W-1	165.62 m ²	165.62 m ²
共同試料調整室	RC-2	120.00 m ²	320.00 m ²
粗試料調整測定室	W-1	99.98 m ²	99.98 m ²
森林昆虫生理実験棟	W-1	403.22 m ²	361.91 m ²
合計		1,487.28 m ²	2,470.27 m ²

6. 支払時期等 支払は、各月の業務完了後に後払とし、すみやかに適法な請求書を当所へ提出しなければならない。

7. その他留意事項

<業務体制及び内容>

- (1) 警備方法は、当所の加入電話回線を利用した警備システム（自動通報）による機械警備方式とし、受注者は契約締結後、遅滞なく警備装置を設置し、その設置場所を示した図面及び警備計画書を提出しなければならない。但し、研究本館・造林研究棟・共同試料調整室においては、既存の警備装置（自動火災報知設備）との連携

を図るものとする。

- (2) 契約満了時には、遅滞なく受注者が設置した警備装置を撤収し、現状回復を図るものとする。

また、受注者は、警備装置の維持管理及び保守点検を実施し、常に正常な稼働を担保すると共に、故障の際は、直ちに当所へ報告の上、復旧させ、作業後は、当所に対する作業報告書を遅滞なく提出するものとする。

- (3) なお、受注者は、基地局において、異常を感知した場合、警備員を 25 分以内に当所へ急行させ、施設の外部及び内部を点検後、異常の有無を確認すると共に必要に応じて、現場に即した緊急措置・当所及び基地局への連絡・警察及び消防署等への通報業務を行わなければならない。

また、受注者は、各月の業務完了後、遅滞なく当所に対する履行報告を書面にて提供すると共に、当所の検査を受けることとする。

<費用負担>

契約及び履行に際し、必要となる費用は、警備装置の設置・撤収及び維持管理・保守点検・緊急時対応等の実費を含め、すべて受注者の負担とする。但し、当所敷地内での警備に要する光熱水料は、この限りでない。

<注意事項>

- (1) 受注者は、「労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）」及び関係法令を遵守し、警備員への安全教育はもとより、緊急時対応の安全確保に万全を期す等、厳格な作業管理に努めること。

- (2) 警備員は、業務目的を十分理解した上で、仕様書等に基づき、職員の執務を妨げないように、誠実且つ効率的な作業に努めること。

特に、盗難・火気の使用・騒音の発生・出入口の戸締まり等に注意し、作業終了の際は、速やかに消灯すること。

なお、作業中、建物及び設備品等を滅失又は棄損した場合、若しくは、その破損等を発見した場合は、直ちに当所へ連絡すること。

- (3) 警備員は、書類の閲覧等、施設内での背任行為を禁止すると共に、業務上知り得た事項を第三者に漏洩し、又は他の目的に使用してはならない。

- (4) 預託された鍵の管理は、厳重に行い、複製を禁ずると共に、契約満了時には、遅滞なく鍵を返却するものとする。

なお、受注者が鍵を紛失又は破損した場合、直ちに当所へ報告し、受注者の負担にて原状回復しなければならない。